

会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人日本周産期医療ネットワーク推進協議会(以下「当協会」と、一般社団法人日本周産期医療ネットワーク推進協議会会員(以下「会員」と)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしている。入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなす。

第1条(会員規程の適用)

当協会は、会員との間に本規程を定め、これにより当協会の運営を行う。

第2条(会員規程の変更)

当協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規程を変更することができる。

第3条(会員の権利)

当協会の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体であり、以下の権利を有する。

- (1) 当協会の運営する委員会への参加権利を持つ。
- (2) 当協会で扱われる情報、事業報告等の情報を受けることができる。

第4条(入会金及び会費)

- (1) 入会金の徴収は行わない
- (2) 会費は、年度単位にて徴収し、年度途中の入会であっても、減額は発生しない。
- (3) 会費

1. 正会員 年10万円
当協会の目的に賛同、協力いただける一般企業
2. 医療施設会員 年10万円
当協会の目的に賛同、協力いただける医療関連施設
3. 学会会員 無料
学術的知見で、当協会に協力いただける医療系有資格者
4. 特別会員 理事会により個別取り決め
理事会承認により特例的に承認された会員

第5条(入会申込)

- (1)入会の申込をする者は、当協会が提示した入会申込書に必要事項を記入して当協会に提出することとする。
- (2)前項に定める入会申込をもって、会員は本規程を承認したものとす。

第6条(会員資格有効期限)

- (1)会員資格有効期限は、毎年10月から翌年9月末日までとする。
- (2)会員資格の継続を希望する会員は、有効期限満了日までに次年度の年会費を当協会所定の方法にて入金するものとし、入金を確認され次第、有効期限が満了日より1年間延長されるものとする。
- (3)有効期限が満了した場合であっても、会員は、当該満了日から3ヶ月を経過するまでの間に次年度の年会費を入金することにより、満了日より1年間の継続ができる。

第7条(入会の成立)

入会は、前条に定める入会申込に対して、当協会がこれを確認し、会費の初回入金を確認した時に成立する。

第8条(入会申込の拒絶)

当協会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。これに該当する場合は、電信もしくは書面にて入会申込者に通知する。

- (1)申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2)入会申込者が本規程に反するおそれのある場合
- (3)その他、前各号に準ずる場合で当協会が入会を適当でないと判断した場合

第9条(会員の氏名及び名称等の変更)

- (1)会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を当協会に通知する必要がある。
- (2)会員が前項に規定する通知を怠った場合、当協会は、会員に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

第10条（会員の義務及び禁止事項）

(1) 会員は、本規程に定める事項を誠実に遵守するほか、以下の各号に規定する義務を遵守するものとする。

1. 会員は、本規程第4条に定める会費を納入しなければならない。
2. 会員は、定款、本規程及び理事会の定める規則等を遵守しなければならない。
3. 会員は、本規程第9条に定める届出事項に変更が生じた場合、速やかに当協会に通知しなければならない。
4. 会員は、当協会の活動を通じ、知り得た個人情報（個人情報は良なる管理者の注意義務を持って保持するものとし、当協会の承認なく第三者に口外（メール等によるものを含む）、開示または漏洩してはならない。なお、本項に定める義務は、会員資格の喪失後も継続して効力を有するものとする）を漏洩してはならない。なお、本項に定める義務は、会員資格の喪失後も継続して効力を有するものとする。

(2) 会員は、以下の各号に規定する行為を行ってはならない。

1. 会員は、会員資格（本規程第3条に定める権利を含む）を第三者に譲渡、貸与等処分することはできない。
2. 会員は、当協会から要請があった場合は、たとえ当協会の許可が過去にあったとしても、理由を説明し使用していた当協会の名称、ロゴ、リンクを掲載媒体から削除するものとする。
3. 会員は、当協会の許可なく、他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他これに類似する行為を行ってはならない。
4. その他、前各号に準ずる場合で、当協会が不相当と判断する行為。

第11条(会員資格の喪失) _

(1) 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入の確認が取れないとき。
3. 除名されたとき。

(2) 会員が次の各号に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

1. 定款および本規約に違反したとき。
2. 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条(退会)

退会しようとする場合は、退会届を当協会事務局に届け出て退会することができる。 _

第13条(抛出金品の不返還) _

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第14条(会員情報の取扱い)

(1) 会員の個人情報である、住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を当協会の許可なく何らかの媒体に公表しないものとする。

(2) 当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

第15条(知的財産権)

(1) 当協会及び甲が共同で創作する著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、両者の合意に基づき適切に分配される。単独で創作された著作物に関しては、それぞれの創作者に帰属する。

(2) 当協会及び甲が作成し、共有する全ての資料・データ等については、相互の書面による同意なくして他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表することはできない。

第16条(機密情報の取り扱い)

- (1) 当協会を通じて知り得た情報は、機密情報として取り扱われ、保護と秘密保持に努めなければならない。
- (2) 取り扱いの詳細は、会則別紙『機密情報会則』に従う。

第17条(損害賠償)

- (1) 会員が、本規程に違反または不正もしくは違法な行為によって、当協会に損害を与えた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとする。
- (2) 前項の規定は、第11条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

第18条(免責条項)

- (1) 会員が当協会の活動において、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならないが、当協会は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 前項の規定は、第11条により会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

第19条(準拠法及び裁判管轄)

- (1) 本規程の成立・効力及び解釈については、日本法を準拠法とする。
- (2) 当協会と会員との間で生じた紛争については、当協会の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条(規程の追加)

本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

附則

本規約は入会と同時に有効となる。